

こども家庭センター等の取組について

1 こども家庭センターについて

(1) 目的

- 令和4年児童福祉法、母子保健法改正により、**全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関**として、令和6年4月から「**こども家庭センター**」の設置が努力義務とされた。
- こども家庭センターは、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、「虐待への予防的な対応」から「子育てに困難を抱える家庭への支援」まで、ポピュレーションアプローチ(すべてのこども・家庭を対象にするアプローチ)とハイリスクアプローチ(リスクの高いこども・家庭を対象にするアプローチ)を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。

(2) 本市の状況

- 令和6年4月から、各区健康・子ども課に「こども家庭センター」としての機能を位置づけ。(センター長:健康・子ども課長)
- 令和6年4月から、**中央区、北区、東区**の3区に「おやこ支援担当係長」(統括支援員※)を配置(未配置区はセンター長が統括支援員を兼務)
- 令和7年4月から、**白石区、豊平区、西区**に新たに配置予定。

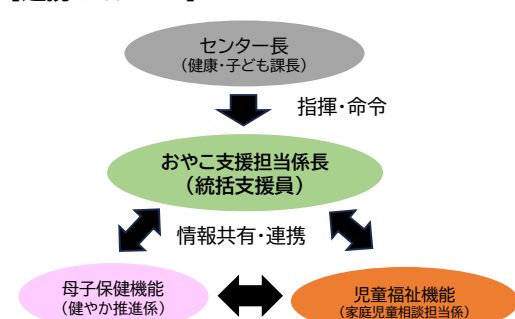
※統括支援員:母子保健・児童福祉の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者

2 おやこ支援担当係長について

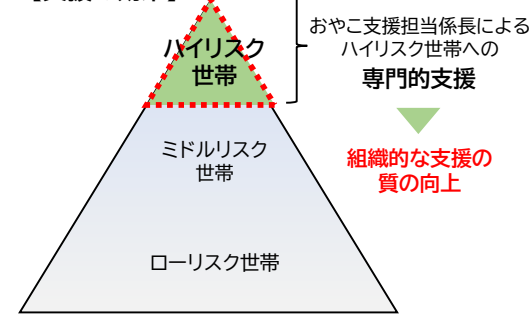
(1) 役割

- おやこ支援担当係長は、母子保健・児童福祉の双方で支援が必要と判断されたハイリスク世帯に対する支援が適切に実施されるよう、それぞれの特性を活かしたマネジメントを行う。
- 特に、特定妊婦(支援が特に必要な妊婦)、虐待世帯(児童相談所や家庭児童相談室で虐待認定した世帯)、育児に困難を抱える世帯など、ハイリスク世帯を重点的に支援する。
- 健やか推進係と家庭児童相談担当係が所管する支援対象世帯の支援状況の管理を行い、切れ目のない・漏れがない支援を行う。

【連携のイメージ】



【支援の効果】



※上図は虐待予防に応じた支援対象を示す
※母子保健・児童福祉の双方で支援が必要な世帯を支援する

(2) 先行配置区(中央区・北区・東区)の取組

① サポートプラン(※)の作成助言

※当事者の意見を十分に汲み取って作成する新たな個別の支援計画(R6.4~)

関係職員(保健師や家庭児童相談担当職員)と同行訪問などを行い、支援対象者のニーズや課題を深く汲み取り、サポートプランを活用した具体的な支援の助言を行った。

② 合同ケース会議の開催

おやこ支援担当係長が手厚い支援が必要と判断した支援対象者について、速やかに母子保健・児童福祉の職員を集めて、合同ケース会議を開催してリスクを見逃さず両部門の連携・協働を深めた。

③ 虐待予防のための地域ネットワークの構築

特定妊婦等のハイリスク世帯が多い「すすきの地区」において、「いとこんち」(子ども・若者の居場所)、夜間保育園、児童家庭支援センター、地域住民、医療機関などとネットワークを構築するための座談会を開催。早期に他団体や行政の支援に繋がるなどの効果があった。



(3) おやこ支援担当係長の配置効果

- 母子保健・児童福祉の業務に十分な知識を有するおやこ支援担当係長が、両部門から独立した立場で、双方の専門性・考え方を引き出し、適切にアセスメントすることで、より専門的な支援に繋げることができる。
- おやこ支援担当係長が、関係職員と共に、育児に困難を抱える世帯などへアウトリーチ支援を積極的に行うことにより、関係職員がより実践的な支援を学ぶことができ、組織全体の人材育成に繋がる。
- 児童虐待の重篤事案を防ぐには、乳幼児や母親への手厚い支援(妊娠期からの支援)が重要。本市ではハイリスク世帯に対し、おやこ支援担当係長が専門的支援を行うことにより、児童虐待の予防的な関わりが強化されるとともに、組織的な支援の質の向上に繋がる。

3 区役所における相談機能強化に向けた取組

(1) 特定妊婦に対するアセスメント強化 R6.4~レバ

妊娠届出時にすべての妊婦に実施している面談・アセスメントにおいて、特に支援が必要と判断された妊婦のリスクをさらに詳細にアセスメントする新規様式を作成。これにより、特定妊婦と判断された場合は、母子保健・児童福祉が連携し、具体的な支援方針を協議する。

(2) 児童相談所の定例会議への参加 R6.11~再開

児童相談所におけるリスクアセスメントの実際、援助方針の決定プロセス等を理解することで、児童相談所と区の役割や支援の在り方を再確認する。※コロナ禍により一時中断。令和6年度より再開。



(3) 専門性に基づく人材育成 R7.4~レバ

児童相談所・区家庭児童相談室に勤務する職員を対象とした、「児童相談関係職員人材育成方針」を改正し、各職種(※)のキャリアラダー等を新たに作成するなど、児童相談関係職員の人材育成を更に進めていく。※児童福祉司、児童心理司、一時保護職員、区家庭児童相談室職員